



(参考)現任研修受講対象期間早見表：令和7年版

- ① 初任者研修を何年度に修了しているか
- ② 受講対象期間に現任研修を受講出来ているか

初任者研修修了年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1回目の現任研修 受講対象期間 期間内に 1回受講	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2					
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3					
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
2回目の現任研修 受講対象期間 期間内に 1回受講	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
3回目の現任研修 受講対象期間 期間内に 1回受講	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
4回目の現任研修 受講対象期間 期間内に 1回受講	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26

表の最上部にあります、ご自身の **初任者研修の修了年度** をご確認ください。

初任者研修の修了年度を起点として、5年毎に現任研修を受講する必要があります。

現任研修受講対象期間内に現任研修を修了できなかった場合は、初任者研修の対象者となります。

- ・平成22年度に初任者研修を受講し、3回目の現任研修が未受講の方
- ・平成27年度に初任者研修を受講し、2回目の現任研修が未受講の方
- ・令和2年度に初任者研修を受講し、初回の現任研修が未受講の方

今年度が現任研修受講対象最終年度です。

初回の現任研修受講者は、初任者研修修了後、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験が必要です。

(令和5～6年度に初任者研修を修了された方は、初任者研修修了後2年を満たしていないのでお申込み対象外です。)

2回目以降の現任研修受講者は、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある方、もしくは、現に相談支援業務に従事している方が対象です。

よくあるご質問

- Q. 直近に受講した現任研修の修了年度を基準として、5年以内に受講すればよいということではないのですか？
- A. 資格の有効期間を数える起算点は、初任者研修の修了年度となります。
- 例として、R1年に初任者研修を受講された方が1回目の現任研修の受講をR4年にされても、R6年にされても、2回目の現任研修受講対象となる期間は、等しくR7年～R11年の5年間となります。
- 5年の猶予内で早めに受講することで、残りの年数分損をするということは無いので余裕をもってご受講ください。

Aの方	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
	初任			現任												
	修了			1回目			(2回目の現任研修受講対象期間)									

初任者研修の修了年度が同じであるならば、
発行される修了証の有効期間（次回の現任研修受講対象期間）はA、Bどちらも同じ
(令和7年4月1日～令和12年3月31日まで)

Bの方	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
	初任					現任										
	修了					1回目	(2回目の現任研修受講対象期間)									

- Q. 現任研修の受講対象期間を過ぎてしまいました。どうしたらいいのでしょうか？
- A. 申し訳ございませんが、初任者研修を受講していただきますようお願いします。
- その際、お持ちの相談支援従事者初任者研修もしくは相談支援従事者現任研修の修了証を同封いただく事で、講義部分の一部免除が可能となります。
- Q. 現任研修の実務経験において、老人施設の相談員や病院のソーシャルワーカー等の相談業務は含まれますか？
- A. 相談支援業務の内容として、基本相談支援、地域相談支援および計画相談支援以外の相談業務は認められません。
- Q. 初任者研修の修了証を無くしてしまいました。どうしたらよいですか？
- A. お手数をおかけしますが、修了証の再発行に関しては茨城県障害福祉課にご相談下さい。